

# 中小企業融資のご案内

## 鹿児島市



### お知らせ

#### 令和7年度の改正点

##### ◆創業支援資金の融資対象者等を拡充します。

- ・開業後1年未満の方まで創業支援資金を利用できます。
- ・信用保証料を上乘せして支払うことで、経営者保証を不要とするスタートアップ創出促進保証を選択できます。

#### セーフティネット保証の認定

国のセーフティネット保証に対応する本市や鹿児島県の資金を利用する場合、本市に事業所がある事業者は、融資に本市の認定が必要になります。(認定の申請については、裏面参照)

本市のセーフティネット対応資金は、**経営安定化資金**です。

#### 目的に応じた支援策 各種資金メニューは中面をご覧ください。

- (例) ・業務改善や生産性の向上を図るため、ICTを導入したい → ICT活用促進資金  
 ・事業用の次世代自動車を購入したい → 環境配慮促進資金

鹿児島市では、中小企業者等の事業資金の調達を支援するため、中小企業融資制度を設けています。この制度は、市・取扱金融機関・鹿児島県信用保証協会の協力のもと、保証協会の信用保証を付して(信用保証を必要としない資金もあります)、取扱金融機関から低利で融資を受けられるものです。

融資の際には、市が信用保証料の一部又は全部を補助します。

また、創業支援資金・災害対策資金の利用者には、金利負担を軽減し経営の安定を図るため、市が利子補給を行っています。(対象者には申請書を送付します。※申請がない場合は、利子補給を受けられません。)

#### 【主な申込要件】

※取扱金融機関の取引停止処分や保証協会の保証付融資に延滞・求償権のある方は利用できません。

- 市内に住所(法人の場合：商業登記簿上での本店)があること
- 市内に事業所(事業の拠点となる本店、支店、事務所)があること
- 市内で同一事業を継続して6月以上(資金によっては1年以上)営んでいること  
 ※創業支援資金はこれまで事業を営んでいない方や事業実績が1年未満の方が対象  
 ※街なかリノベーション推進資金は事業実績を問いません。  
 ※許認可・届出等が必要な業種は、その許認可・届出等がされていること
- 納期の到来している市税を完納していること(申込人・連帯保証人)
- 経営内容及び資金の用途が明確で、償還が確実と認められること
- 鹿児島県信用保証協会の保証が得られること

### 鹿児島市産業支援課金融係

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号(市役所みなと大通り別館5階)

TEL: 099-216-1324 (平日8:30~17:15)

FAX: 099-216-1303

鹿児島市 融資

検索



(中小企業融資制度)

#### 【融資の対象にならない主な業種】

- ・農業
  - ・林業
  - ・金融業
  - ・漁業
  - ・保険業(損害保険代理店、生命保険代理店などを除く)
- ※一部対象の業種もあります。



#### ◆中小企業者

業種	従業員数	資本金
製造業・その他	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
小売業(飲食業を含む)	50人以下	5千万円以下
サービス業	100人以下	5千万円以下

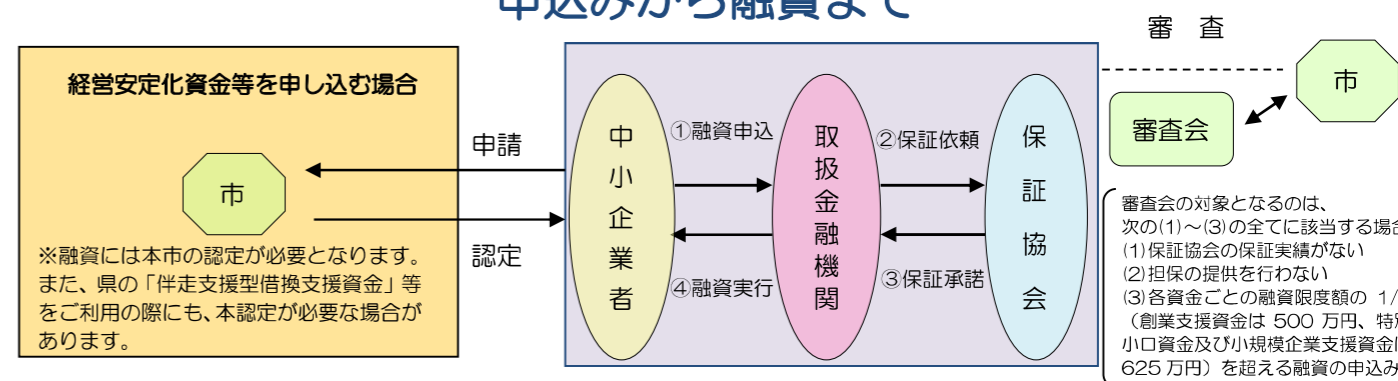
注) 従業員数又は資本金の片方が該当すれば中小企業者になります。  
 注) NPO法人の場合、資本金の要件はありません。

#### ◆小規模企業者

業種	従業員数
卸売業・小売業(飲食業を含む)・サービス業	5人以下
宿泊業・娯楽業	20人以下
その他の業種	20人以下

注) 一定の要件を満たす事業協同小組合、企業組合及び協業組合も該当します。  
 注) NPO法人で小規模企業者となる場合は、宿泊業・娯楽業も従業員数5人以下となります。

### 申込みから融資まで



#### ★認定の申請先は産業支援課です。

##### 【申請に必要な書類】

認定申請書、月別売上高等の推移(様式)とその証明書類  
 (例: 確定申告書類の写し(法人は「法人事業概況説明書」、個人は「所得税青色申告決算書」など月別売上金額が確認できるもの)、試算表(損益計算書)、売上台帳・出納帳の写し、売上高・売上月計表(会計ソフトから出力されたもの)など、法人登記簿謄本(履歴事項証明書)の写し など  
 ※上記書類から抜粋、転記して作成したものは不可

#### ★融資の申込み先は取扱金融機関です。

##### 【申込みに必要な書類】

借入申込書、信用保証委託申込書、印鑑証明書(申込人・連帯保証人)、許認可書の写し(許認可を要する業種)、滞納がないことの証明書(申込人・連帯保証人)、決算書、見積書(設備資金の場合)、定款及び登記簿謄本(法人の場合)、創業計画書(創業支援資金の場合) など

★融資実行後は取扱金融機関が定期的に業況等を把握するとともに、その情報について、市と保証協会が確認します。

### 取扱金融機関

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫、鹿児島興業信用組合、鹿児島県医師信用組合、鹿児島みらい農業協同組合、奄美大島信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、肥後銀行、熊本銀行、宮崎銀行、宮崎太陽銀行、商工組合中央金庫  
 ※大島紬救済対策資金と協同組合等活性化資金については、商工組合中央金庫のみの取扱いです。

(令和7年4月1日現在) ◇融資利率等は、金融情勢により変動することがあります。また、資金の詳細等ご不明な点は、あらかじめお問い合わせください。

資金の種類		利用者	資金用途	融資限度額	融資期間	償還方法	融資利率 (融資期間に応じて)	信用保証料率 (市補助前) …注1	市補助 割合	補助後の 信用保証料率	連帯保証人	
産業振興資金		事業の振興や経営の改善を図るために資金が必要な方		3,000万円	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)	元金均等 による 月賦償還 …注2	1年以内 年1.95% 1年超 3年以内 年2.15% 3年超 5年以内 年2.25% 5年超 7年以内 年2.45% 7年超 年2.55%	年0.45% ～1.90%	1/2 (2/3) …注3	年0.23% ～1.30% (年0.15%) …注3,4 ～1.10%	信用保証協会 の定めるところによる	
特別小口資金 (責任共有対象外)…注5		次の①～③の全てに該当する方 ①同一事業を1年以上経営している小規模企業者(裏面に記載) ②市県民税の所得割が課されている方 ③申込時、保証協会の保証残高のない方		2,000万円	7年以内(1年据置含)			年0.65% (年0.60%)…注5	3/5	年0.26% (年0.24%)…注4,5	不 要	
小規模企業支援資金 (責任共有対象外)		中小企業信用保険法第2条第3項第1号～第6号に規定する小規模企業者(裏面に記載)		2,000万円 (ただし、既存の保証付融資 残高との合計の範囲内とする)				年0.50% ～2.20%		年0.20% ～0.88%…注4		
創業支援資金 …注6 【利子補給あり】 …注7	創業関連保証対応 (責任共有対象外)	これまでに創業経験がなく、次のいずれかに該当する方 ① 市内で事業を開始した個人、又は会社を設立した個人で設立から1年を経過していない方 ② 市内で1月以内(※)に新たに個人で事業を開始、又は、2月以内(※)に新たに会社を設立しようとする方 ※本市の特定創業支援等事業(創業スキル養成講座等)を受けて創業する方は、6月以内となります。 ③ 市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする個人又は会社を設立した個人(移転後1年未満の方を含む)		2,000万円 (うち運転資金は1,400万円)	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含) …注9			年1.00%	2/3 (3/4) (4/5) …注11	創業関連保証対応 年0.34% (年0.25%) (年0.20%) …注11 スタートアップ創出 促進保証対応 年0.54% (年0.45%) (年0.40%) …注10,11 (年0.20%) 一般保証対応 年0.15%～0.64% (年0.12%～0.48%) (年0.09%～0.38%) …注11	信用保証協会 の定めるところによる	
	スタートアップ創出促進保証対応 …注8 【経営者保証免除】 (責任共有対象外)	① 市内で会社を設立した個人で、設立から1年を経過していない方 ② 市内で2月以内(※)に新たに会社を設立しようとする方 ※本市の特定創業支援等事業(創業スキル養成講座等)を受けて創業する方は、6月以内となります。 ③ 市外で創業してから5年未満で、かつ、全事業所を市内に移転しようとする会社を設立した個人(移転後1年未満の方を含む)						年1.20% …注10				不 要
	一般保証対応	創業関連保証対応の①③又は、以下に該当する方 ① 市内で新たに事業を開始する方						1年以内 年1.85% 1年超 3年以内 年2.05% 3年超 5年以内 年2.15% 5年超 7年以内 年2.35% 7年超 年2.45%		2/3 (3/4) …注12	年0.15%～0.64% (年0.12%～0.48%) …注12	
新事業展開 支援資金	事業転換・多角化・ 業 業 業 角 角 角 化 化 化 拡 拡 拡 大 大 大	同一事業を1年以上営み、次の①～④のいずれかに該当する方 ①事業転換や多角化を行う方 ②市内において新規雇用を伴う、現事業の事業拡大(店舗、事務所、工場の新設)を行う方 ただし、移転や増設は対象となりません ③海外への販路拡大に取り組む方(輸入に関するものは除く) ④「かごしまの新特産品コンクール」の入賞者(入賞年度を含め5年度以内の方が対象)	運転資金 (事業転換・多角化) 1,200万円 設備資金 (事業拡大・海外販路拡大・ 新特産品コンクール) 3,000万円	1,000万円	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年6月据置含)	元金均等 による 月賦償還		年0.45% ～1.90%	2/3 (3/4) …注12	年0.15%～0.64% (年0.12%～0.48%) …注12		
	海外販路拡大 新 特 産 品 コ ン ク ー ル								2/3	年0.15%～0.64%		
街なかリノベーション推進資金 …注6		市内の空き店舗等を活用して事業を行う本市主催の街なかリノベーション実践セミナー修了者 (セミナー等修了年度を含め5年度以内の方・事業実績のない方も利用可)		1,000万円								
環境配慮促進資金		次の①～④のいずれかに該当する方 ①ISO14001、エコアクション21、KES、グリーンオフィスかごしま(環境管理事業所)のいずれかの認証を取得している方 ②ISO14001の認証取得に資金が必要な方 ③次世代自動車(ハイブリッド、電気、天然ガス、プラグインハイブリッド、燃料電池、クリーンディーゼル自動車)を購入する方 ④新エネルギー設備や公害防止施設の設置等に資金が必要な方		3,000万円	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年据置含)				4/5	年0.09% ～0.38%	信用保証協会 の定めるところによる	
ICT活用促進資金		同一事業を1年以上営み、業務改善や生産性の向上を図るため、ICTの活用促進のための資金が必要な方										
経営安定化資金 …注13	危機関連保証対応 (責任共有対象外)	中小企業信用保険法第2条第6項に規定する特例中小企業者(国の危機関連保証制度に対応)		3,000万円	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(2年据置含)			年0.80%		年0.16%		
	セーフティネット保証対応 (1～4,6号:責任共有対象外)	中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号に規定する特定中小企業者(国のセーフティネット保証制度に対応)					1年以内 年1.75% 1年超 3年以内 年1.95% 3年超 5年以内 年2.05% 5年超 7年以内 年2.25% 7年超 年2.35%	1～4,6号 年0.87% 5,7,8号 年0.80%		1～4,6号 年0.18% 5,7,8号 年0.16%		
	経済環境変化等	経済環境の変化や桜島降灰の影響等により一時的に売上等が減少しているなど、特に市長が認める方						年0.45% ～1.90%		年0.09% ～0.38%		
災害対策資金 【利子補給あり】…注14		火災や自然災害等の被害を受け、その対策に資金が必要な方 ※原則として、り災証明等を受けた方		1,500万円	運転 7年以内(2年据置含) 設備 10年以内(3年据置含)				全額			
大島紬救済対策資金		経営の安定に資金が必要な大島紬関係の法に基づく組合とその組合員	運転資金	組合 5,000万円 組合員 2,000万円	3年以内(1年据置含)	一括又は 均等分割 償還	1年以内 年1.95% (売上減 年1.70%) 1年超 年2.15%				商工組合中央 金庫の定め るところによる	
協同組合等活性化資金		従業員福利厚生対策及び商店街活性化対策などを行う、法に基づく組合とその組合員	運転資金 設備資金	組合 6,000万円 組合員 3,000万円 設立後6月未満の 組合 2,000万円 組合員 1,000万円	運転 7年以内(1年据置含) 設備 10年以内(1年6月 据置含)	元金均等 による 月賦償還	1年以内 年1.95% 1年超 3年以内 年2.15% 3年超 5年以内 年2.25% 5年超 7年以内 年2.45% 7年超 年2.55%			信用保証協会の 保証を必要としない		

(注1) ①ア～イに該当する場合、それぞれ年0.10%の割引があります。

ア:会計参与設置会社又は公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている中小企業者

イ:担保の提供がある中小企業者(一部資金を除く)

②事業者選択型経営者保証非提供制度を利用する場合、信用保証料率が0.25%又は0.45%上乗せされます。(上乗せ分の市補助はありません。)

(注2) 融資期間が1年以内の場合、一括又は均等分割償還を選択できます。

(注3) 設備資金として利用する場合、保証料補助は2/3になります。運転・設備資金両方を利用する場合は、設備資金が全体の2/3を超える場合に適用されます。

また、信用保証料率が年1.25%以上の場合は年0.60%(設備資金として利用する場合は年0.80%)で算出した信用保証料相当額を補助します。

(注4) かごしまSDGs推進パートナーの登録を受けている場合、さらに0.10%の割引があります。(登録証の写しが必要)

(注5) NPO法人が利用する場合は、責任共有対象となります。信用保証料率は年0.60%。

(注6) 創業支援資金、街なかリノベーション推進資金は1回限り利用できます。

(注7) 創業支援資金を利用した方を対象に、融資実行後12月以内の支払利子相当額を補助します。(上限30万円)

(注8) 保証申込時において税務申告1期未終了者は、事業開始に必要とする資金額の10分の1以上の自己資金が必要です。

また、融資実行後、会社を設立して3年目及び5年目に「ガバナンス体制の整備に関するチェックシート」の提出が必要です。

(注9) スタートアップ創出促進保証対応の場合は、運転・設備資金の据置期間は、取扱金融機関において創業支援資金の融資と原則同時に信用保証協会の保証を付していない融資を実行する場合又は保証申込時に信用保証協会の保証を付していない融資の残高がある場合にあっては3年以内。

(注10) スタートアップ創出促進保証対応の場合は、年1.20%のうち経営者保証の機能を代替する信用保証料率上乗せ分の年0.20%に対する市補助はありません。

(注11) 本市が定めるセミナー等(創業スキル養成講座や創業塾、ソニーかごしまインキュベーションマネージャーによる個別支援、街なかリノベーション実践セミナー等をいう。以下同じ。)の修了者又は女性若者(30歳未満)、シニア(55歳以上)が利用する場合、保証料補助は3/4になります。なお、セミナー等の修了者が女性、若者、シニアの場合、保証料補助は4/5になります。(証明書が必要。対象年度は受講年度を含め2年度以内(街なかリノベーション実践セミナーは5年度以内。))

(注12) 本市が定めるセミナー等の修了者が利用する場合、保証料補助は3/4になります。(証明書が必要。対象年度は受講年度を含め2年度以内(街なかリノベーション実践セミナーは5年度以内。))

(注13) 突発的な災害や全国的に業況が悪化している業種であることなどの事由により、経営の安定に支障を生じている中小企業者で、市長の認定を受けた方が対象。

(注14) 災害対策資金を利用した方を対象に、融資実行後3年以内の支払利子の3分の1に相当する額を補助します。